

来場参加者向けCOVID-19ガイドライン

第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 कांग्रेस)
(国立京都国際会館及びバーチャル・イベント 2021年3月7日～12日)
2021年2月19日時点版

背景

現在進行中のCOVID-19パンデミック, 日本国政府及び国際連合が実施する制限(「会議主催者のためのガイドライン」及び「第14回 कांग्रेसのためのCOVID-19予防コンセプト」)を踏まえ, 「第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 कांग्रेस)」は, COVID-19予防措置を講じた上, ハイブリッド形式により2021年3月7日から12日まで開催されます。2021年1月20日のサイレンス手続により, कांग्रेसの準備機関である国連犯罪防止刑事司法委員会によって組織的取決が承認され, 2021年2月16日には, 改訂された組織的取決が同委員会によってサイレンス手続により承認されました。

本ガイドラインは, 同委員会によって承認された組織的取決, 日本国政府及び国際連合の要件に従って作成されました。本ガイドラインは, 京都 कांग्रेसの来場参加者に対し, COVID-19予防措置に関するガイダンスを提供することを目的としており, 以下の情報を含みます。

1. 日本への入国・日本国内での移動に関する措置
2. COVID-19予防措置: 京都 कांग्रेसのための特定措置
3. KICCにおけるCOVID-19の一般的予防措置の概要
4. 参照情報

1. 日本への入国・日本国内での移動に関する措置

ホスト国から提供される情報を参照してください。

http://www.moj.go.jp/KYOTOCONGRESS2020/en/participants_info/oversea_participants.html

ホスト国への問合せは, 以下の電子メールアドレスまでお願いします。

kyotocongress2020@mofa.go.jp

2. COVID-19予防措置: 京都 कांग्रेसのための特定の措置

京都 कांग्रेसは, 国立京都国際会館(KICC)における限定的な来場参加と, 世界中の参加者が対話型イベント・プラットフォームに参加する多数のオンライン参加を組み合わせた「ハイブリッド形式」で開催されます。

参加者は, 本ガイドラインに加え, 京都 कांग्रेसのCOVID-19関連情報を提供するウェブサイトに掲載している「第14回国連犯罪防止刑事司法会議のための取決」及び「VIC JMSミーティング・ガイドライン: COVID-19, 参加者のためのガイダンス(2020年11月25日付)(COVID-19クイックガイドを含む)」もご確認いただくようお願いいたします。

京都 कांग्रेसにおいては, COVID-19のリスクを軽減するため, KICCへの入場と参加者の流れを管理するための措置, 具体的な衛生措置, 来場出席を記録するための措置, COVID-19

感染又は発症の場合の手順などの一連の安全・衛生措置(後述)が用意されています。

1 KICCへの入場と参加者の流れを管理するための措置

KICCへの入場

組織的取決に規定されているとおり、参加者は、KICC入場時にバッジを提示することにより、入場の条件として以下のことを自動的に宣言したものとみなされます。

- (1) 過去14日間にCOVID-19と診断されていないこと
- (2) 過去14日間にCOVID-19と類似する症状がないこと
- (3) 過去14日間、COVID-19感染者又はCOVID-19と類似する症状を有する者と濃厚接触がないこと
- (4) 出席に伴う健康上のリスクを引き受けることに同意すること

加えて、参加者は、KICC入場時にバッジを提示することにより、以下のことを宣言したものとみなされます。

- (5) 最初のKICC入場前72時間以内のCOVID-19検査(PCR検査又は抗原検査)の結果が陰性であったこと
- (6) 本ガイドラインに記載された事項を理解し、これを遵守すること

KICCの入場口で検温スクリーニングを実施します。体温が37.5°C以上の参加者は、ニューホールに隣接して設置された隔離場所に案内され、医療スタッフによる個別の間診や検査等の2次的チェックを受けていただきます。

KICC内での滞在

KICC内への入場者数は制限されます。 कांग्रेस事務局は、この会議への来場参加が登録された者のために、以下のバッジを発行します。

- (1) 来場参加登録者用の個人用バッジ
- (2) 参加者個人の氏名表示がない会議室ごとの代表团用フローティングバッジ

フローティングバッジはKICCに入場するために必要となります。プレナリーホール用(1代表团あたり最大2個のバッジ)又はコミッティーホール用(1代表团あたり1個のバッジ)のいずれかのフローティングバッジを携帯する参加者のみ、同じ時間、同じ会議のために、KICC内に滞在することができます(※1)。フローティングバッジには個人名は表示されず、KICCの屋外で、同じ代表团内での交換が可能です。スペシャルイベント及びアンシラリーミーティングへの来場参加は認められません(※2)。

※1 コンgress開会の相当前(遅くとも2021年2月24日まで)に登録された閣僚級参加者の直接随伴者は例外とする。

※2 これらのイベントのプログラムに搭載された非常に限定された数のパネリストであって、日本国内に居住しているか、又は日本国外からの渡航が可能なものとしてホスト国に指定された者は、例外として、これらのイベントのためにのみKICCに入場することができる。閣僚級の参加者とその随行者(2名に限る)並びに3名までの追加的な要人ゲストも例外とする。これらの例外的な入場については、Congressの開会の相当前(遅くとも2021年2月18日まで)に、イベント主催者が申請を行う必要がある。

フローティングバッジは、ニューホール内の事前印刷バッジの受取カウンターで引き渡します。同カウンターは、3月2日から5日は午前9時から午後6時まで、3月6日から8日は午前8時から午後7時まで、3月9日から11日は午前8時から午後5時まで開いています。フローティングバッジは、代表団長又は指定された代表者に提供します(指定の旨の書面提示が必要)。代表団においては、それぞれの会議の最中にフローティングバッジを交換することは控えていただき、必要に応じ、会議間に交換することを強く推奨します。

2 具体的な衛生措置

- ・ 参加者は、体調が悪い場合は会議に出席しないでください。
- ・ 参加者は、会議室内だけでなく、KICC内にいる間は常にマスク又はその他のフィットする鼻口カバーを着用しなければなりません。FFP2マスクの着用を強く推奨し、先着順に提供します。マスクを外しても良い唯一の例外は、 kongress の議事進行中に代表団が公式ステートメントを行う場合のみです。
- ・ 参加者は、常に他の参加者との距離を最低2メートル確保しなければなりません。握手などの物理的接触を避けてください。
- ・ 参加者は、会議室では、「入場」表示のあるドアから入室し、「出口」表示のあるドアから退室してください。
- ・ 参加者は、会合の間(昼休みなど)におけるグループ会合を控えてください。
- ・ kongress 会期中のケータリング及び食事については、「KICCケータリング施設利用ガイドライン」を参照してください(おって)。
- ・ KICCの様々なエリア及び廊下において、参加者が確保すべき最短距離を表示するためのフロアステッカーを貼付します。
- ・ 座席間の距離を最低1.7メートル確保し、座席間にアクリル板を設置した会議室のレイアウトとします。指定席の変更は認められません。
- ・ 会議室内は、セッションと会議の間、休憩時間中に徹底的かつ定期的に清掃・消毒します。
- ・ 各会議室の入口近くなど、KICCの共有スペースに手指消毒剤を設置します。
- ・ 参加者は、本ガイドラインのほか、「VIC JMSミーティングガイドライン: COVID-19, 参加者用ガイダンス(2020年11月25日付)(COVID-19 クイックガイドを含む)」をよく読んでいただくよう推奨します。

3 来場出席を記録するための措置

会議の主催者は、出席記録を保管しなければなりません。指定されたスタッフは、kongress のすべての会議の出席者記録・座席表を保管してください。これらの記録は機密扱いとし、28日間保管します。これらの記録は、COVID-19症例に関連した接触者追跡が必要な場合にのみ、ホスト国の保健当局に共有します。

参加者は、各会議の冒頭、座席に着席した際、コンタクト・トレース・シートを記入するとともに、もしあれば、その後の変更を記録してください。一方で、会議中における代表団内での出席者の交代を可能な限り控えてください。

4 COVID-19感染又は発症の場合の手順

会期中、KICCのクリニックに医療チーム(医師・看護師)が常駐し、迅速な対応と国内医療機

関との連携を図ります。また、国連職員及び参加者が必要に応じて利用できる専用ホットラインを設置します。

会議室内で、会議時間外、または閉会后、発熱、咳、嗅覚・味覚喪失などのCOVID-19を示唆する急性症状が認められた場合に参加者が遵守すべき手順はおって周知します。

緊急時には、警察110番、消防119番、救急119番に連絡してください。この場合、公衆電話を含むすべての電話は無料です。

3. KICCにおけるCOVID-19の一般的予防措置の概要

a) KICCにおける物理的距離

KICC内においては、物理的距離に関する措置に従ってください。KICC内では、他者との距離を最低2メートル保つ必要があり、握手やその他の物理的接触は避けてください。

b) ドア

ドアノブへの接触を可能な限り控えてください。例えば、肘などを使って開閉するようにしてください。

c) エレベーター

エレベーターの利用にあたっては、物理的距離に関するガイドラインに従う必要があり、一度に最大6人までの使用が認められます。

d) ディスタンス・マーキング及び標識

共用部分の床面にディスタンス・マーキングを貼付します。参加者は、他者との物理的距離を維持するためのこのマーキングに留意してください。このマーキングは、場所や表面の材質に応じ、床、壁、標識柱に表示されています。

e) マスク

マスクは、KICC内のあらゆる場所において着用する必要があります。FFP2マスクの着用を強く推奨し、先着順に提供する予定です。マスクを外してもよい唯一の例外は、 kongress の議事進行中に代表団が公式ステートメントを行う際のみです。

4. COVID-19パンデミックを封じ込めるための地域的対策に関する情報源

参加者は、日本におけるCOVID-19の状況、特に京都市の状況について、注意深くモニターし、確認してください。

COVID-19に関する国連の情報は[こちら](#)。